

平成30年4月適用の制度改革・報酬改定について

I 平成30年度からの制度改革について P 2 ~

II 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定について P 29 ~

(平成30年10月 愛媛県・松山市 集団指導資料)

1

H30報酬改定

訪問系サービスの改正（居宅介護・重度訪問介護）

（居宅介護）事業所と同一建物等の居住者又は1つの建物内の利用者が一定数以上の場合の減算

- 居宅介護事業者が所在する建物と同一建物等に居住する利用者又は同一建物に居住する一定数以上の利用者に対してサービス提供する場合の評価を適正化する。

【新設】 ① 事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（③に該当する場合を除く）

② ①以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）

③ ①の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合

①② ⇒10%減算

③ ⇒15%減算

（居宅介護）サービス提供責任者の要件の改正（初任者研修修了者を配置している場合の減算）

- サービス提供責任者の質の向上のため、暫定的取扱いである「居宅介護職員初任者研修修了者であって、3年以上介護等の業務に従事した者」をサービス提供責任者として配置し、作成した居宅介護計画に基づいて居宅介護を行う場合に減算する。（10%減算）

（重度訪問介護）病院等に入院中の支援の評価

- 障害支援区分6の利用者に対して、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院及び助産所への入院中にコミュニケーション支援等を提供することを評価する。

入院中の基本報酬は、入院中以外と同様※とする。

	入院中以外	入院中
1時間未満	184単位	184単位
1時間以上1時間30分未満	274単位	274単位

※喀痰吸引等支援体制加算の算定は不可。
※90日以降の利用は所定単位数の20%を減算



（重度訪問介護）意思疎通が困難な利用者等への同行支援の評価

- 障害支援区分6の利用者に対して、重度訪問介護事業者が新規に採用したヘルパーが支援を行う場合に、当該利用者の支援に熟練したヘルパーが同行して支援を行うことを評価する。（支給決定が必要、新規採用従業者ごとに120時間以内）
- ・新規採用ヘルパー：利用者への支援が1年以上となることを見込まれる者で、原則として採用6ヶ月以内の従業者。
 - ・熟練ヘルパー：当該利用者の障がい特性を理解し適切な介護が提供できる者であり、利用者から十分な評価がある従業者。

2人の重度訪問ヘルパーにより行った場合の加算（移動介護も同様）

イ 障害者等の身体的理由により1人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合、各ヘルパーが行う重度訪問介護サービス費を算定。（従来の加算）

ロ 区分6の利用者に対して新規採用ヘルパーが支援を行う場合に、熟練ヘルパーが同行して支援を行った場合、各ヘルパーが行う重度訪問介護サービス費の100分の85を算定。（算定開始から120時間に限る）（新設）

基本報酬の一本化

- 同行援護は、外出する際に必要な援助を行うことを基本とすることから、「身体介護を伴う」と「身体介護を伴わない」の分類を廃止し、基本報酬を一本化。

※ 身体介護を伴う場合の障害支援区分2以上の要件を廃止し、支給決定において障害支援区分の判定が不要となった。
 (ただし、区分3以上と見込まれる場合は、創設された加算の対象者であるかの確認のため障害支援区分の認定を行う)

【現行】 30分以上1時間未満	身体介護を伴う場合 405単位	伴わない場合 199単位	➡	【見直し後】 30分以上1時間未満	(身体介護を伴う分類の廃止) 290単位
※ 支給決定(更新)時に、分類を廃止。(1年間の経過措置) ※ これに加え、盲ろう者や重度の障がい者への支援を評価する加算を創設。					

加算の創設

※ 一本化された基本報酬に対する加算。

- 盲ろう者（聴覚障がい6級以上）に対して、地域生活支援事業の「盲ろう者通訳・介助員派遣事業」において平成30年3月31日までに盲ろう者向け通訳・介助員の証明書の交付を受けている者が支援した場合の加算の創設（25%加算）

※ 基本報酬の減算対象者が支援した場合は、10%減算のうえ25%加算

- 障害支援区分が区分3（20%加算）、区分4以上（40%加算）の利用者に対して支援した場合の加算の創設。



同行援護のサービス提供責任者及びヘルパーの要件の改正（経過措置終了等）

- 平成30年3月31日までの経過措置終了及び平成30年報酬改定により、サービス提供責任者及びヘルパーの要件が以下のとおり改正。
 (サービス提供責任者の暫定的取扱いであった、「平成23年9月末に現に地域生活支援事業の移動支援に3年間従事経験者」は経過措置終了により廃止。)

同行援護のサービス提供責任者の要件 … 以下のイ・ロのいずれかの要件を満たす者 ※指定基準解釈通知に規定

イ	◎介護福祉士 ◎実務者研修修了者 ◎旧介護職員基礎研修修了者 ④旧1級ヘルパー（旧居宅介護従業者養成研修1級課程修了者） ⑤居宅介護職員初任者研修修了者（旧2級ヘルパー）で、3年以上介護等業務の従事経験者 ◎看護師・准看護師の資格者	+	同行援護従業者養成研修（応用課程）修了者
ロ	国立障害者リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科修了者等		

同行援護ヘルパー（従業者）の要件 … 以下のイ～ニのいずれかの要件を満たす者 ※報酬告示及び留意事項通知に規定

イ	同行援護従業者養成研修（一般課程）修了者		
ロ	盲ろう者向け通訳・介助員（平成30年3月31日までに盲ろう者向け通訳介助員の証明書の交付を受け、従事経験がある者） (※2021年3月31日までの暫定的な措置、10%減算)		
ハ	居宅介護従業者の要件を満たす者（旧3級ヘルパーは10%減算）	+	視覚障がい者の福祉に関する事業（直接処遇）に1年以上従事経験者
ニ	国立障害者リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科修了者等		

31

支援計画シート等が未作成の場合の減算に係る経過措置の廃止（行動援護）

- 平成27年報酬改定で「支援計画シート」及び「支援手順書 兼 記録用紙」の作成が必須化されるとともに、未作成の場合の減算が創設され、平成30年3月31日までの経過措置が設定されていたが、経過措置期間が終了したため、平成30年4月から、支援計画シートが未作成の場合の減算を適用する。（5%減算）



行動援護のサービス提供責任者及びヘルパーの要件の経過措置の延長（行動援護）

- 行動援護従業者養成研修を修了したものとみなす経過措置について、研修修了者の養成状況等を踏まえ、3年間（2021年3月31日まで）延長する。

行動援護のサービス提供責任者の要件 ※指定基準解釈通知に規定

行動援護従業者養成研修課程修了者 又は 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修及び実践研修)修了者	+	知的障がい児者又は精神障がい者の直接支援業務に3年以上の従事経験者
介護福祉士等の居宅介護のサービス提供責任者要件を満たす者で、知的障がい児者又は精神障がい者の直接支援業務に5年以上従事経験者 (※2021年3月31日までの経過措置)		

行動援護ヘルパー（従業者）の要件 ※指定基準解釈通知に規定

行動援護従業者養成研修課程修了者 又は 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修及び実践研修)修了者	+	知的障がい児者又は精神障がい者の直接支援業務に1年以上の従事経験者
介護福祉士等の居宅介護のサービス提供責任者要件を満たす者で、知的障がい児者又は精神障がい者の直接支援業務に2年以上従事経験者 (※2021年3月31日までの経過措置)		

訪問系サービスの改正

外出時における支援の要件の見直し（重度訪問介護、同行援護、行動援護）

- 外出時の支援を「原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。」とする規定を廃止する。
 ※ 個々の障がい者等のニーズ等を勘案して支給決定を行うものであり、1日を超える用務における支援の要否も含めて市町村が支給決定を行う。

訪問系サービスの従業者及びサービス提供責任者の要件

	居宅介護		重度訪問介護		同行援護		行動援護	
	従業者	サ責	従業者	サ責	従業者	サ責	従業者	サ責
①介護福祉士								
②実務者研修		○		○		○ ⑧研修受講必要		○ (※10) 知的・精神障がいの 実務経験5年必要
③(旧)介護職員基礎研修 (旧)1級ヘルパー (※1) 看護師等 (※2)	○		○		○ 視覚障がいの 実務経験1年必要		○ (※10) 知的・精神障がいの 実務経験2年必要	
④居宅介護職員初任者研修 介護職員初任者研修 (旧)2級ヘルパー (※1)		○ (※9) 実務経験 3年必要		○ 実務経験 3年必要		○ ・実務経験3年必要 ・⑧研修受講必要		○ (※10) ・実務経験3年必要 ・知的・精神障がいの 実務経験5年必要
⑤障害者居宅介護従業者基礎研修 (旧)3級ヘルパー (※1)	○ (減算)	×	○	△ (※4)	○ 視覚障がいの 実務経験1年必要 (減算)	×	×	×
⑥重度訪問介護従業者養成研修	○ (※3)	×	○	△ (※4)	×	×	×	×
養成研修修了者	⑦一般 課程	×	×	×	○ (※5)	×	×	×
	⑧応用 課程	×	×	×	○	①～④の要件必要	×	×
⑨行動援護従業者養成研修	×	×	○	△ (※4)	×	×	○ 知的・精神障がいの 実務経験1年必要	○ 知的・精神障がいの 実務経験3年必要
強度行動障害支援者 養成研修	⑩基礎 課程	×	×	×	×	×	×	×
	⑪実践 課程	×	×	×	×	×	○ 知的・精神障がいの 実務経験1年必要	○ 知的・精神障がいの 実務経験3年必要
⑫盲ろう者向け通訳・介助員	×	×	×	×	○ (※6) (減算)	×	×	×
⑬国立障害者リハビリテーショ ンセンター学院視覚障害学科	×	×	×	×	○	○	×	×
⑭生活援助従業者研修	○ (※7)	×	×	×	×	×	×	×
⑮(旧)視覚障害者外出介護従業 者養成研修等	△ (※8,9) (減算)	×	×	×	△ (※8,9) 実務経験1年必要	×	×	×
⑯平成18年3月末における旧法居宅 介護等事業従事経験者	○ (※9) (減算)	×	×	△ (※4)	×	×	×	×

33

訪問系サービスの従業者及びサービス提供責任者の要件

注 釈

- ※1 ③旧1級ヘルパー、④旧2級ヘルパー、⑤旧3級ヘルパーとは、それぞれ廃止前の居宅介護従業者養成研修（1級課程、2級課程、3級課程）及び訪問介護員（1級課程、2級課程、3級課程）のこと。
- ※2 ③看護師等（看護師、准看護師、保健師、助産師）は、1級課程又は居宅介護職員初任者研修修了とみなす。
(看護師等が訪問介護等を行う場合において、これまで行っていた介護職員養成研修受講免除（修了証明）の交付手続きは、不要となりました。)
- ※3 ⑥の研修修了者が居宅介護を行う場合、身体障がい者の直接支援経験が必要。（重度訪問介護の報酬単価を適用。）
- ※4 重度訪問介護のサービス提供責任者について、やむを得ない場合に相当の知識と経験を有する者のみ認める。
- ※5 ⑦同行援護養成研修（一般課程）の受講にあたり、愛媛県では、**以下の研修修了者について一部受講免除。**
同行援護養成研修（一般補講課程）（代筆・代読等のカリキュラム4～6時間程度）の受講が必要。
 - (旧)移動支援従業者養成研修（視覚障害者移動支援従業者養成研修課程）
 - 視覚障害者移動支援従事者資質向上研修
- ※6 ⑫盲ろう者向け通訳・介助員とは、平成30年3月31日時点で、地域生活支援事業の盲ろう者向け通訳・介助員養成研修修了者で、同事業の「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」に従事経験がある者のこと。
盲ろう者向け通訳・介助員が同行援護を行うことができるのは、2021年3月31日まで（暫定的な措置）。
- ※7 ⑭生活援助従業者研修修了者は、家事援助及び通院等介助（身体介護を伴わない場合）に限る。
(介護保険サービスにおける更なる人材の確保の必要性から創設された研修)
- ※8 ⑮(旧)視覚障害者外出介護従業者養成研修等とは、**以下の研修**を指す。
居宅介護は、通院等介助及び通院等乗降介助に限る。
愛媛県では、同行援護の従業者は、(旧)視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者のみを対象。
 - (旧)視覚障害者外出介護従業者養成研修
 - (旧)全身性障害者外出介護従業者養成研修（居宅介護のみ）
 - (旧)知的障害者外出介護従業者養成研修（居宅介護のみ）
- ※9 **④の要件を満たすサービス提供責任者（平成30年4月から10%減算）、⑮⑯は暫定的な措置であり、次期報酬改定において廃止を含めた検討を行っているので、それまでの間に他の要件を満たす対応が必要。**
(平成30年2月9日付け厚生労働省事務連絡を参照)
- ※10 **行動援護の従業者及びサービス提供責任者は、2021年3月31日までに、⑨行動援護従業者養成研修または⑩⑪強度行動障害支援者養成研修（基礎・実践）の受講が必要。**（平成30年報酬改定において経過措置期間延長）

34

次期報酬改定に向けての検討課題 ①

平成30年2月5日第17回検討チーム資料から抜粋

① サービスの質を踏まえた報酬単位の設定

障害者自立支援法(現・障害者総合支援法)が施行から11年経過し、障害福祉サービス等の利用者や、サービス提供事業者数が大幅に増加する中、検討チームでは、「現行の報酬については、サービス提供側の体制という形式的な要件で決まっている中で、それが本当にいい支援かどうかは別物である。そうした中で、非常に難しいことであるが、科学的なエビデンスに基づいた支援の質を考えなければならない」との意見があった。次期報酬改定においては、サービスの質に関する調査研究を行うなど、サービスの質を報酬体系に反映させる手法等を検討する。

② 客観性・透明性の高い諸情報に基づく報酬設定

事業者の経営状況、提供しているサービスの質や量、利用者のサービス利用実態や収入・支出の状況、サービス利用者が近年急増している原因といった報酬改定の基礎となる諸情報について、客観性・透明性の高い手法により把握するための所要の措置を講じた上で、きめ細かい報酬改定を適切に行うための検討を行う。

③ 食事提供体制加算について

食事提供体制加算については、食事の提供に関する実態等の調査・研究を十分に行った上で、引き続き、そのあり方を検討する。

(経過措置期間：平成30年3月31までの間 → 別に厚生労働大臣が定める日までの間 ※今後決定)

④ 就労継続支援A型と放課後等デイサービスにおける送迎加算

就労継続支援A型と放課後等デイサービスについては、送迎対象者の実態を把握した上で、送迎加算のあり方を検討する。

⑤ 身体拘束等の適正化について

今般、身体拘束等の記録を行っていない場合の減算を設けることとするが、「身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、職員等に対する研修の定期的な実施」についても努めるものとし、その上で、更なる見直しについては今後検討する。

(参考：平成30年介護報酬改定)

⑥ 居宅介護について

居宅介護の利用実態等を把握しつつ、身体介護と家事援助の報酬や人員基準について検討する。

訪問系サービスの質の向上のため、次期障害福祉サービス等報酬改定に向け、以下の者は、要件の廃止も含めて検討を予定。

- ・ 障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者
- ・ 旧身体障害者居宅介護等事業、旧知的障害者居宅介護等事業及び旧児童居宅介護等事業の従事経験者
- ・ 旧視覚障害者外出介護従業者養成研修課程修了者、旧全身性障害者外出介護従業者養成研修課程修了者及び旧知的障害者外出介護従業者養成研修課程修了者

74

次期報酬改定に向けての検討課題 ②

平成30年2月5日第17回検討チーム資料から抜粋

⑦ 重度障害者等包括支援の対象者の要件について

重度障害者等包括支援の対象者の要件について、その利用実態を把握した上で、対応を検討する。

⑧ 就労移行支援利用後の一般就労について

一般就労の範囲については、今後、就労移行支援の利用を経て一般就労した際の雇用形態や労働時間数についての実態を把握した上で、対応を検討する。

⑨ 就労継続支援A型における最低賃金減額特例について

就労継続支援A型については、重度の障害者との雇用契約締結当初に最低賃金減額特例を適用している事業所もあるが、こうした事業所について、今後、最低賃金減額特例の適用者数、適用期間、最低賃金の減額割合などの実態を把握した上で、対応を検討する。

⑩ 就労移行支援における支援内容の実態把握と今後の対応

就労移行支援の基本報酬については、就職後6か月以上定着したことをもって実績として評価することとしているが、今後、就労移行支援の具体的な支援内容と、一般就労への移行や就労定着実績との関係性等の実態を把握した上で、支援内容の評価のあり方について検討する。

⑪ 共同生活援助における個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置の取り扱いについて

平成30年3月31日までの経過措置とされていた、共同生活援助を利用する重度の障害者が個人単位で居宅介護等を利用することについては、新たな類型である日中サービス支援型の施行状況等を踏まえた上で、引き続きそのあり方を検討する。

⑫ 計画相談支援・障害児相談支援のモニタリング実施標準期間等について

計画相談支援については、モニタリングの実施標準期間の見直しに伴う効果や影響を検証し、更なる見直しについて引き続き検討する。

⑬ 医療的ケア児者について

医療的ケア児者に対する支援を直接的に評価するために、医療的ケア児者の厳密な定義(判定基準)について、調査研究を行った上で、評価のあり方について引き続き検討する。

◎ これまで、報酬改定の年度のみ開催していた障害福祉サービス等報酬改定検討チームを今年度も開催

- 【平成30年】第1回 8月29日 上記検討課題に対する検証調査について議論
第2回 10月頃 障害福祉サービス等従事者の処遇改善について議論
・ 新しい経済政策パッケージ(平成29年12月8日閣議決定)に基づいた、新たな処遇改善等
第3回 11月頃 2019年10月の消費税引上げを見据えた報酬改定を検討

75